議案第五十八号

町税條例の一部改正について

別紙の通り町税條例の一部を改正する

ものとする

昭和三十一年六月十九日提出　三朝町長　坂本

昭和三十一年六月　日議決　三朝町議会議長　[illegible]

原案可決

市町村税条例（準則）の一部を改正する条例

市町村税条例（準則）（昭和九年条例第乙号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四号を次のように改める。

四　市（町、村）内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び市（町、村）内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの

第二十五条中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

第二十八条中「第四十六条第七項」を「第四十四条第七項」に改める。

第三十一条第二項中「事務所又は事業所」を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

第四十四条第一項中「同日において所得税法第三十八条第一項の規定により給与の支払を受ける際所得税を徴収されるもの」を「同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下本条において、「給与所得者」という。）に改め、同項に次の二号を加える。

一　年金、恩給その他支給期間が一月をこえる期間により定められている給与のみの支払を受ける者

二　外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者

第五十四条第二項を次のように改め、更に次の四項を加える。

2　前項の所有者とは、土地又は家屋については、土地台帳若しくは土地補充課税台帳又は家屋台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者をいう。この場合において、所有者として登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登録されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなつているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3　第一項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

4　固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5　土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地については、法令又は規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下本項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法第八十条の規定によつて土地区画整理事業の施行者以外の者が仮に使用する土地（保留地として指定されたものを含む。以下「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について、土地台帳又は土地補充課税台帳に所有者として登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第一項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が土地台帳に当該換地又は保留地に係る所有者として登録される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る第一項の所有者とみなす。

6　公有水面埋立法第二十三条の規定によつて使用する埋立地で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、当該埋立地をもつて土地と、当該埋立地を使用する者をもつて当該埋立地に係る第一項の所有者とみなす。

第六十一条の次に次の十項を加える。

9　前項の規定により固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納税者に係る都市計画税をあわせて賦課し、及び徴収する。

第六十九条第二項中「当該年度分の固定資産税額」を「当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額」に改める。

第四十六條の次に次の二項を加える

2、前項の納入は郵便振替貯金の方法並に收入役預金口座振込の方法により、第十九号様式の二による納入書によって郵便官署並に、指定した金融機関に納入することができる

3、第二項の規定によって納入したときは、郵便官署並に指定金融機関に払込んだときに、町金庫に納入があったものとみなす

町税條例様式中、第十九号様式の次に別紙の通り第十九号様式の二を新に加える

第百四十三条ただし書中「三萬円」を「五萬円」に改める。

附　　則

第一条　この条例は、公布の日から施行する。

第二条　この条例による改正後の市（町、村）税条例の規定は、法人の市町村民税の均等割に関する部分にあつては昭和三十一年四月一日の属する事業年度分から、その他の部分にあつては昭和三十一年度分から適用する。

第三条　昭和三十一年度分以前の市（町、村）税（市町村民税のうち法人の市町村税の均等割にあつては昭和三十一年四月一日前に事業年度の終了する分）については、なお、従前の例による。

第四条　第百四十三条の規定中改正部分については昭和三十二年度から適用する